

総括表(その1)

独立行政法人の整理合理化案

|       |       |
|-------|-------|
| 府 省 名 | 国土交通省 |
|-------|-------|

| 法人名             | 類型名(区分)               | 事務・事業名         | 事務・事業の見直しに係る具体的措置 |     |            |                | 組織の見直しに係る具体的措置   |
|-----------------|-----------------------|----------------|-------------------|-----|------------|----------------|--|
|                 |                       |                | 廃止                | 民営化 | 官民競争入札等の適用 | 他法人等への移管・一体的実施 |  |
| 独立行政法人自動車事故対策機構 | 資産債務型(事業用)            | 療護施設の設置・運営     |                   |     |            |                | <ul style="list-style-type: none"> <li>療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、専門的診療・看護体制と高度先進医療機器を活用した治療・看護技術の開発・普及を図るため、研究成果の公表や部外医師・看護師等に対する研修を実施する。</li> <li>自己収入増加の観点から、療護施設が保有する高度先進医療機器について外部検査を積極的に受け入れる。</li> </ul> (各類型共通) <ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成23年度において、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減する。</li> <li>業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成23年度において、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減する。</li> </ul> |
|                 | 特定事業執行型(試験・教育・研修・指導型) | 安全指導、自動車アセスメント |                   |     |            |                | (安全指導) <ul style="list-style-type: none"> <li>IT化等による業務の効率化による経費節減を図りつつ、積極的なPR活動、地方運輸局等との連携強化により、受講者・受診者数の拡大を図る。(指導講習 850人以上、適性診断 11,300人以上の増加)</li> <li>また、義務講習・義務診断の受益者による実費負担を目指しつつ、自己収入比率について、平成23年度までに50%以上に引き上げる。</li> </ul> (自動車アセスメント) <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの改善等により、アクセスしやすい、分かりやすい情報提供を行うとともに、実事故との相関を分析し、試験内容や評価方法の改善を図る。</li> </ul>   |

|  |                            |                      |  |  |  |  |
|--|----------------------------|----------------------|--|--|--|--|
|  | 特定事業執行型(その他(医療・福祉・検査・審査型)) | 療護施設の設置・運営(再掲)、介護料支給 |  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護料支給については、重度後遺障害者の専門的治療や看護を受けられる機会を確保するため、介護料支給対象品目の見直しを行ったが、引き続き、重度後遺障害者とその家族の方からの改善の要望等を聞きながら、必要に応じ、適宜見直しを行う。</li> <li>・交通事故被害者や家族に対し、必要・十分な心のケアを行うことができる環境を整備するため、全国の相談窓口機能を充実するとともに、コールセンターの設置や各種の情報提供を行うなど、交通事故の被害者等に対する相談体制や情報提供の更なる充実を図る。</li> </ul> |
|  | 政策金融型                      | 生活資金貸付               |  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活資金貸付業務については、人件費、債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、それを踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図る。</li> </ul>   |

## 独立行政法人の整理合理化案様式

総括表(その2-)

| 法人名                                   | 独立行政法人自動車事故対策機構  | 府省名    | 国土交通省       |             |            |
|---------------------------------------|--|--------|-------------|-------------|------------|
| 沿革                                    | 昭和48年12月 自動車事故対策センター設立<br>平成15年10月 独立行政法人自動車事故対策機構に移行  |        |             |             |            |
| 役員数(監事を除く。)及び職員数<br>(平成19年1月1日現在)     | 役員数  |        |             | 職員数(実員)     |            |
|                                       | 法定数  | 常勤(実員) | 非常勤(実員)     |             |            |
|                                       | 6人   | 6人     | 0人          | 334人        |            |
| 国からの財政支出額の推移<br>(17~20年度)<br>(単位:百万円) | 年度   | 平成17年度 | 平成18年度      | 平成19年度      | 平成20年度(要求) |
|                                       | 一般会計   | 0      | 0           | 0           | 0          |
|                                       | 特別会計   | 13,114 | 12,888      | 12,070      | 12,229     |
|                                       | 計  | 13,114 | 12,888      | 12,070      | 12,229     |
|                                       | うち運営費交付金   | 9,005  | 8,689       | 8,429       | 8,501      |
|                                       | うち施設整備費等補助金  | 830    | 830         | 510         | 487        |
|                                       | うちその他の補助金等   | 3,280  | 3,369       | 3,132       | 3,241      |
| 支出予算額の推移(17~20年度)<br>(単位:百万円)         | 平成17年度   | 平成18年度 | 平成19年度      | 平成20年度(要求)  |            |
|                                       | 14,920   | 14,594 | 14,112      | 15,480      |            |
| 利益剰余金(又は繰越欠損金の推移)<br>(17・18年度)        | 平成17年度   |        | 平成18年度      |             |            |
|                                       | 161  |        | 5,007       |             |            |
| 発生要因                                  | (平成17年度)<br>・運営費交付金の対象となっていない貸付業務勘定に係る貸倒引当金戻入、国債等有価証券の受取利息等の収益<br>(平成18年度)<br>・中期目標期間の最終事業年度であることから、独立行政法人会計基準第80第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化したことによるもの(4,790百万円)<br>・運営費交付金の対象となっていない貸付業務勘定に係る貸倒引当金戻入、国債等有価証券の受取利息等の収益(217百万円) |        |             |             |            |
| 見直し案                                  | 上記剰余金の残高は、適切な会計処理によるものであり、今後も適切な利益剰余金の処理を行っていくこととする。   |        |             |             |            |
| 運営費交付金債務残高(17・18年度)<br>(単位:百万円)       | 平成17年度   |        | 平成18年度      |             |            |
|                                       | 3,450  |        | 0           |             |            |
| 行政サービス実施コストの推移(17~20年度)<br>(単位:百万円)   | 平成17年度   | 平成18年度 | 平成19年度(見込み) | 平成20年度(見込み) |            |
|                                       | 11,934   | 11,520 | 13,152      | 13,108      |            |

|   |  |
|---|--|
| <p>見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導講習及び適性診断業務の効率化と自己収入の向上：251</li> <li>・「行政改革の重要方針」（平成17年12月閣議決定）等を踏まえた人件費の削減：199</li> <li>・一般管理費の削減：62</li> <li>・業務経費（既定分）の削減：502</li> </ul>   |
| <p>中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理費（退職手当及び法定福利費を除く）の削減状況について、平成14年度比で10%程度に相当する額の削減目標に対して、12.4%削減と目標を上回って達成している。</li> <li>・指導講習及び適性診断業務の自己収入比率について、指導講習について35%以上、適性診断については35%以上に引き上げる目標に対して、それぞれ38.8%（指導講習）、42.8%（適性診断）と目標を上回って達成している。</li> <li>・療護センターの既存病床の運営経費については、看護師配置数の段階的削減、建物管理業務等にかかる業務委託の見直し、外部受託検査件数の増加等により、平成14年度比で4%程度に相当する額の節減目標に対して、13.7%節減と目標を上回って達成している。</li> <li>・交通遺児等貸付について、リスク管理及び引当金の開示を適切に行い、債権回収経費を平成14年度比で20%程度に相当する額を削減しつつ、債権回収率90%以上を確保するとする目標に対して、平成18年度は削減率29.4%、回収率90.9%としており、目標を上回って達成している。</li> <li>・自動車のアセスメントの試験毎の1台当たりの試験実施費について、平成14年度比で4%程度に相当する額を削減する目標に対して、ブレーキ試験で4.3%、その他の試験で5.6%～13.7%削減しており、目標を上回って達成している。</li> </ul> |

総括表(その2-2)

|                                |                                |   |   |   |   |                  |
|--------------------------------|--------------------------------|---|---|---|---|------------------|
| 支部・事業所等の名称                     |                                | 札幌主管支所  | 函館支所  | 釧路支所  | 旭川支所  |                  |
|                                |                                | 所在地   | 札幌市中央区南8条西15丁目  | 函館市五稜郭町1-13   | 釧路市鳥取大通6-1-1  | 旭川市流通団地2条4丁目32-1 |
|                                |                                | 職員数   | 11  | 4   | 4   | 4                |
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) |                  |
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算増<br>減額) | 245<br>( 0)   | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  |                  |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算増<br>減額)    | 370<br>(46)   | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   |                  |
| 支部・事業所等の名称                     |                                | 仙台主管支所  | 福島支所  | 岩手支所  | 青森支所  |                  |
|                                |                                | 所在地   | 仙台市青葉区二日町6-12   | 福島市栄町7-33   | 盛岡市中ノ橋通1-4-22   | 青森市大字浜田字豊田139-21 |
|                                |                                | 職員数   | 11  | 4   | 4   | 4                |
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) |                  |
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算増<br>減額) | 245<br>( 0)   | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  |                  |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算増<br>減額)    | 370<br>(46)   | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   |                  |
| 支部・事業所等の名称                     |                                | 山形支所  | 秋田支所  | 新潟主管支所  | 長野支所  |                  |
|                                |                                | 所在地   | 山形市城南町1-1-1   | 秋田市八橋大畑2-12-53  | 新潟市中央区新光町6-4  | 長野市南県町1081       |
|                                |                                | 職員数   | 4   | 4   | 11  | 4                |
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) |                  |
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算<br>増減額) | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 245<br>( 0)   | 89<br>( 0)  |                  |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算<br>増減額)    | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 370<br>(46)   | 134<br>(17)   |                  |
| 支部・事業所等の名称                     |                                | 石川支所  | 富山支所  | 東京主管支所  | 神奈川支所   |                  |
|                                |                                | 所在地   | 金沢市広岡3-1-1  | 富山市桜町1-1-36   | 墨田区錦糸1-2-1  | 横浜市港北区新横浜2-11-1  |
|                                |                                | 職員数   | 4   | 4   | 17  | 6                |
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) |                  |

支部・事業所等

|                                |                                |   |   |   |   |
|--------------------------------|--------------------------------|---|---|---|---|
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算<br>増減額) | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 378<br>( 1)   | 134<br>( 0)   |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算<br>増減額)    | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 571<br>(71)   | 202<br>(25)   |
| 支部・事業所等の名称                     |                                | 千葉支所  | 埼玉支所  | 茨城支所  | 群馬支所  |
| 所在地                            |                                | 千葉市美浜区中瀬2-6   | さいたま市浦和区仲町3-12-6  | 水戸市泉町3-1-28   | 高崎市問屋町4-5-4   |
| 職員数                            |                                | 4   | 4   | 4   | 4   |
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等<br>指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料<br>支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者<br>等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料<br>支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等<br>指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料<br>支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等<br>指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料<br>支給業務) |
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算<br>増減額) | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算<br>増減額)    | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   |
| 支部・事業所等の名称                     |                                | 栃木支所  | 山梨支所  | 名古屋主管支所   | 静岡支所  |
| 所在地                            |                                | 宇都宮市駒生町1288-2   | 山梨県笛吹市石和町唐柏<br>1000-7   | 名古屋市中村区名駅3-21-7   | 静岡市葵区宮前町24-2  |
| 職員数                            |                                | 4   | 4   | 13  | 4   |
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等<br>指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料<br>支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者<br>等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料<br>支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等<br>指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料<br>支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等<br>指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料<br>支給業務) |
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算<br>増減額) | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 289<br>( 1)   | 89<br>( 0)  |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算<br>増減額)    | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 437<br>(54)   | 134<br>(17)   |
| 支部・事業所等の名称                     |                                | 岐阜支所  | 三重支所  | 福井支所  | 大阪主管支所  |
| 所在地                            |                                | 岐阜市金町4-30   | 四日市市諏訪町4-5  | 福井市大手3-2-1  | 大阪市中央区常盤町2-2-5  |
| 職員数                            |                                | 4   | 4   | 4   | 15  |
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等<br>指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料<br>支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者<br>等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料<br>支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等<br>指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料<br>支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等<br>指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料<br>支給業務) |
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算<br>増減額) | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 334<br>( 1)   |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算<br>増減額)    | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 504<br>(63)   |
| 支部・事業所等の名称                     |                                | 京都支所  | 兵庫支所  | 滋賀支所  | 奈良支所  |
| 所在地                            |                                | 京都市伏見区竹田向代町51-5   | 神戸市中央区海岸通り2-3-10  | 守山市木浜町2298-4  | 奈良市三条町487   |
| 職員数                            |                                | 4   | 4   | 4   | 4   |

|                                |                                |   |   |   |   |
|--------------------------------|--------------------------------|---|---|---|---|
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) |
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算<br>増減額) | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算<br>増減額)    | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   |
| 支部・事業所等の名称                     |                                | 和歌山支所   | 広島主管支所  | 鳥取支所  | 島根支所  |
| 所在地                            |                                | 和歌山市13番丁30  | 広島市西区観音新町2-4-25   | 鳥取市丸山町219-1   | 松江市母衣町55  |
| 職員数                            |                                | 4   | 11  | 4   | 4   |
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) |
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算<br>増減額) | 89<br>( 0)  | 245<br>( 0)   | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算<br>増減額)    | 134<br>(17)   | 370<br>(46)   | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   |
| 支部・事業所等の名称                     |                                | 岡山支所  | 山口支所  | 高松主管支所  | 徳島支所  |
| 所在地                            |                                | 岡山市青江1-22-33  | 山口市大字吉敷3236-1   | 高松市福岡町3-3-6   | 徳島市北田宮2-14-50   |
| 職員数                            |                                | 4   | 4   | 10  | 4   |
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) |
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算<br>増減額) | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 223<br>( 0)   | 89<br>( 0)  |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算<br>増減額)    | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 336<br>(42)   | 134<br>(17)   |
| 支部・事業所等の名称                     |                                | 愛媛支所  | 高知支所  | 福岡主管支所  | 佐賀支所  |
| 所在地                            |                                | 松山市南江戸1-6-3   | 高知市南の丸町5-17   | 福岡市博多区博多駅東3-10-17   | 佐賀市中の小路4-30   |
| 職員数                            |                                | 4   | 4   | 13  | 4   |
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) |
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算<br>増減額) | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 289<br>( 1)   | 89<br>( 0)  |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算<br>増減額)    | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 437<br>(54)   | 134<br>(17)   |

| 支部・事業所等の名称                     |                                | 長崎支所  | 熊本支所  | 大分支所  | 宮崎支所  |
|--------------------------------|--------------------------------|---|---|---|---|
| 所在地                            |                                | 長崎市五島町1-21  | 熊本市花畑町1-7   | 大分市中央町1-1-3   | 宮崎市恒久1-7-21   |
| 職員数                            |                                | 4   | 4   | 4   | 4   |
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) |
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算<br>増減額) | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算<br>増減額)    | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   |
| 支部・事業所等の名称                     |                                | 鹿児島支所   | 沖縄支所  |   |   |
| 所在地                            |                                | 鹿児島市新屋敷町16-401  | 那覇市前島2-21-13  |   |   |
| 職員数                            |                                | 4   | 4   |   |   |
| 支部・事業所等で行う事務・事業名               |                                | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) | ・自動車事故防止事業(運行管理者等指導講習業務、適性診断業務)<br>・被害者保護事業(貸付業務、介護料支給業務) |   |   |
| 20年度<br>予算要<br>求額<br>(百万<br>円) | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算<br>増減額) | 89<br>( 0)  | 89<br>( 0)  |   |   |
|                                | 支出予算額<br>(対19年度当初予算<br>増減額)    | 134<br>(17)   | 134<br>(17)   |   |   |

主管支所・支所ごとに要求を行っていないため、下記の方法により算出を行った。  
 財政支出等の合計金額( )に対し、各業務に係る本部の人員(A)に支所等の職員数(B)を加えた合計人数のうちの当該本部・支所の人数割合を乗じて算出している。

(計算式)  $\times \text{本部・支所の職員数} / (A + B) = \text{本部・支所の財政支出額等}$

・横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し  
<事務・事業関係>

| 該当類型                         |                                      | 資産債務型  | 特定事業執行型  | 特定事業執行型  | 政策金融型   |
|------------------------------|--------------------------------------|--|--|--|---|
| 事務・事業名                       |                                      | 療護施設の設置・運営   | 安全指導・自動車アセスメント   | 療護施設の設置・運営(再掲)、介護料支給   | 生活資金貸付  |
| 事務・事業の概要                     |                                      | 交通事故による重度後遺障害者専門の療護施設の設置・運営。   | ・療護管理者等の指導講習業務<br>・運転者の適性診断業務<br>・自動車アセスメント情報の提供業務   | ・療護施設の設置・運営(再掲)<br>・交通事故による重度後遺障害者が存する家族に対する介護料の支給。<br>・重度後遺障害者等に対する情報提供や在宅介護に対する相談等の精神的な支援。   | ・交通遺児等の健全な育成を図るための育成資金等の無利子貸付。<br>・交通遺児等に対する情報提供や生活上の問題に対する各種相談等の精神的支援。   |
| 事務・事業に係る20年度予算要求額            | 国からの財政支出<br>(対19年度当初予算増減額)           | 4,082<br>(210)   | 2,586<br>(138)   | 7,742<br>(334)   | 574<br>(5)  |
|                              | 支出予算額<br>(対19年度当初予算増減額)              | 4,082<br>(210)   | 4,206<br>(46)  | 7,742<br>(334)   | 2,196<br>(1,111)  |
| 事務・事業に係る定員(19年度)             |                                      | 4  | 218  | 24   | 14  |
| 事務・事業の位置づけ<br>(主要な事務・事業との関連) | 民間主体による実施状況<br>(同種の事業を行う民間主体の1社、人員等) | 該当なし   | (安全指導)<br>・指導講習については、国土交通大臣の認定を受ければ民間であっても実施可能な制度となっているが、自動車事故対策機構の他に認定を受けた団体はなく、現在唯一の実施機関となっている。<br>・適性診断については、国土交通大臣の認定を受ければ民間であっても実施可能な制度となっており、既に自動車事故対策機構のほか民間5団体が認定を受け診断を実施している。<br>(自動車アセスメント)<br>該当なし  | 該当なし   | 該当なし  |
|                              | 廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響            | 自動車事故による遅延性意識障害者は、事故後早期に適切な治療と看護を行うことで脱却の可能性があるとされているが、急性期治療後の受け皿となる医療・福祉体制が確立されていないため、一般病院では十分な治療が行われないまま、たらい回しにされるか、在宅介護に切り替えざるを得ない状況が多い。一般病院では十分に行えない専門的な治療と看護を行う療護施設を廃止した場合、脱却の可能性のある自動車事故の被害者の回復に向けた治療・看護の機会が失われることになるとともに、家族にとっても経済的、精神的、肉体的な負担を深刻にさせ、国の自動車事故対策を著しく後退させることになることとなる。なお、一般病院に対して専門的な治療・看護技術の伝播を行っていく観点からも療護施設は必要である。 | (安全指導)<br>・事業用自動車は、国民に欠かせない物流や人流を担い、一旦事故が発生した場合には社会的な影響が広範囲に及ぶとともに、事故の被害も自家用自動車に比して甚大なものになりやすいことから、運行管理者の指導講習及び運転者の適性診断が法令により義務付けられており、これら事業は自動車交通の安全対策として必要不可欠である。廃止されると、事業用自動車の事故防止に支障をきたすことになり、自動車運送事業者のみならず、利用者、他の車両、歩行者等を含む自動車交通全体の安全を確保することができず、国民生活に著しい支障を及ぼすこととなる。<br>(自動車アセスメント)<br>自動車アセスメントの目的は、自動車の安全性能に関する情報を国民一般に広く提供することにより、自動車ユーザーが安全な車選びをしやすい環境を整えるとともに、自動車メーカー間における安全な自動車の開発競争を促進することにある。自動車アセスメントを導入した平成7年から平成15年までの8年間で1,900人の死者数の削減及び52,000人の重傷者数の削減効果があったと試算されているが、自動車アセスメント情報の提供業務を廃止した場合、同効果が望めなくなり、国民生活に著しい支障を及ぼすことになる。 | 自動車事故により重度後遺障害者となった被害者は、医療や介護等に多額の費用の支出を余儀なくされるため、経済的困難に陥る場合が多く、経済的負担を軽減するために、介護料の支給を行っている。また、介護料支給に関しては、経済的支援と一体として、被害者家族に対する精神的支援が求められており、自動車事故対策機構では、介護料の支給手続等の機会を通じ、療護施設等で得られた最新の重度後遺障害者等に係る情報の提供や在宅介護に関する各種相談等の精神的支援を経済的支援と一体的に行っているところである。<br>事業が廃止されれば、介護等に対する多額の負担や生活資金の不足を招くこととなり、重度後遺障害者及びその家族を経済的な困窮から救済することができず、また、きめ細かな精神的ケアの機会も失われ、国の自動車事故対策を著しく後退させるとともに、事故の被害者に過大な負担を強いることになる。 | 自動車事故によって保護者が死亡したり重度の後遺障害が残ることとなった場合、経済的に困窮している交通遺児等に対して生活資金を無利子で貸付け、健全な育成を支援している。また、生活資金貸付に関しては、経済的支援と一体として、被害者家族に対する精神的支援が求められており、自動車事故対策機構では、交通遺児等の精神的サポートとして、教育、医療、就職等の生活上の問題に関する被害者家族からの相談に対応するとともに、各支所にて友の会活動を行う等の精神的支援を経済的支援と一体的に行っているところである。<br>事業が廃止されれば、交通遺児等を経済的な困窮から救済することができず、また、きめ細かな精神的ケアの機会も失われ、国の自動車事故対策を著しく後退させるとともに、事故の被害者に過大な負担を強いることになる。 |
|                              | 事務・事業の位置づけ<br>(主要な事務・事業との関連)         | 主要業務   | 主要業務   | 主要業務   | 主要業務  |
| 事業開始からの継続年数                  | ・療護施設:24年                            | ・指導講習:35年<br>・適性診断:35年<br>・自動車アセスメント:12年   | ・介護料支給:29年<br>・療護施設:24年  | ・生活資金貸付業務:35年  |   |

|                             |                    |   |  |  |   |
|-----------------------------|--------------------|---|--|--|---|
|                             | <p>これまでの見直し内容</p>  | <p>〔独法化後における主な見直し内容〕<br/>第1期中期目標期間中において、次の事項を実施した。<br/>・医療水準・コスト水準に関し、平成15年度から毎年度タスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表した。<br/>・既存病床の運営経費については、看護師配置数の段階的削減、建物管理業務等にかかる業務委託の見直し、外部受託検査件数の増加等により、平成14年度比で13.7%削減した(目標:4%程度に相当する額)。</p>  | <p>〔独法化後における主な見直し内容〕<br/>第1期中期目標期間中において、次の事項を実施した。<br/>(指導講習)<br/>・職員に対する研修制度を拡充し、職員の能力開発を促進することにより、指導講習に係る講義の業務の一部を職員が実施できるよう育成を図り、業務経費を削減した。<br/>・平成18年4月から受講に係るインターネット予約システムを全支所に導入したこと及び適性診断活用講座の実施を通じた講習の実施したこと等により、受講者の利便性の向上を図るとともに講習内容の充実・改善を図った。<br/>・自主的な改善努力として、平成18年度より運輸安全管理の提供業務を開始した。<br/>(適性診断)<br/>・18年4月から受診に係るインターネット予約システムを全支所に導入したこと及び貸出用自動適性診断機器や自動視野測定機の導入したこと等適性診断機器を充実したこと並びに適性診断活用講座を全支所で実施するなど適性診断内容の充実・改善を図った。<br/>(自動車アセスメント)<br/>・業務改善状況について、平成15年度から毎年度タスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表した。<br/>・自動車のアセスメントの試験毎の1台当たりの試験実施費について、試験実施方法の合理化・効率化を図ること等の見直しを行い、平成14年度比でブレーキ試験で4.3%、その他の試験では5.6%~13.7%を削減した(目標:4%程度削減)。</p> | <p>〔独法化後における主な見直し内容〕<br/>第1期中期目標期間中において、次の事項を実施した。<br/>・介護料支給事務について、汎用ソフトを活用することによりその支給に係る事務処理時間を短縮し、業務の効率化を図るとともに、請求事務プロセスの見直しを行い各種介護料申請書類のホームページからのダウンロード化等介護料受給者等の利便性の向上を図った。<br/>・介護料受給者等への情報提供サービスの充実を図るため、各主管支所に介護相談窓口を設置し介護に関する知識・技術の提供及び介護相談を実施し、平成18年度からは本部において介護相談ゼネラルアドバイザーを新たに配置し、その強化を図った。<br/>・介護料受給者等への情報提供・情報交換を目的とした機関誌「ほほえみ」の発行回数増及び介護相談窓口に寄せられたニーズの高い内容の掲載等誌面の充実を図り、介護料受給者への精神的支援を強化した。</p> | <p>〔独法化後における主な見直し内容〕<br/>第1期中期目標期間中において、次の事項を実施した。<br/>・交通遺児等貸付けに係る債権回収経費については、育成業務管理員等の人員削減及び給与単位の見直し等により、平成14年度比29.4%の経費削減を達成した。<br/>・債権管理委員会において、貸付金等のリスク管理及び引当金の開示について適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果をホームページに公表した。</p> |
| <p>(1) 事業・事業のゼロベースでの見直し</p> | <p>国の重点施策との整合性</p> | <p>第8次交通安全基本計画(平成18年3月14日:中央交通安全会議決定)において、次のとおり指摘を受けているところ。<br/>・被害者救済対策事業等については、今後も各事業の内容の見直しを図りつつ、社会的必要性の高い事業を充実していく。<br/>・重度後遺障害者の治療・看護を専門的に行う療護センターの運営に対する援助措置の充実を行う。<br/>国土交通省「今後の自動車事故損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」において、平成18年6月に、療護センターの効率的・積極的な活用を図るべき旨の提言が行われている。</p> <p>(安全指導)<br/>第8次交通安全基本計画(平成18年3月14日:中央交通安全会議決定)において、次のとおり指摘を受けているところ。<br/>・自動車事故対策機構による自動車運送事業者等に従事する運転者に対する適性診断については、診断技術の向上と診断機器の充実を図るとともに、受診環境の整備を行い、受診を積極的に促進する。<br/>・運行管理者等に対する指導講習について、事故情報の多角的分析結果の活用等により、講習内容を充実するとともに、講習水準の向上を図り、視覚聴覚材の活用等による効果的な講習を実施し、過労運転・過積載の防止等運行の安全を確保するための指導の徹底を図る。<br/>(自動車アセスメント)<br/>第8次交通安全基本計画(平成18年3月14日:中央交通安全会議決定)において、次のとおり指摘を受けているところ。<br/>・自動車の安全装置の正しい使用方法、装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を独立行政法人自動車事故対策機構とともに推進する。これにより、自動車使用者の選択を通じて、より安全な自動車の普及拡大を促進すると同時に、自動車製作者のより安全な車作りの研究開発を促進する。</p> | <p>第8次交通安全基本計画(平成18年3月14日:中央交通安全会議決定)においては、次のとおり指摘を受けているところ。<br/>・被害者救済対策事業等については、今後も各事業の内容の見直しを図りつつ、社会的必要性の高い事業を充実していく。<br/>・重度後遺障害者に対する介護料の支給及び重度後遺障害者の治療・看護を専門的に行う療護センターの運営に対する援助措置の充実を行う。<br/>国土交通省「今後の自動車事故損害賠償保障制度のあり方に係る懇談会」において、平成18年6月に、介護料支給対象品目の見直しや在宅介護相談窓口機能の充実等を図るべきとの提言が行われている。</p>   | <p>第8次交通安全基本計画(平成18年3月14日:中央交通安全会議決定)においては、次のとおり指摘を受けているところ。<br/>・被害者救済対策事業等については、今後も各事業の内容の見直しを図りつつ、社会的必要性の高い事業を充実していく。<br/>・自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け等に対する援助を行う。</p>  |   |

|   |  |  |  |   |
|---|--|--|--|---|
| <p>受益と負担との関係<br/>(受益者・負担者の関係、両者の関係)</p> | <p>受益者は、交通事故により遷延性意識障害者となった被害者及びその家族である。負担は、遷延性意識障害者からの診療報酬であるが、それで賄えない部分は、国から運営費として交付している。なお、自己収入増加の観点から、療護施設が保有する高度先進医療機器について外部検査を積極的に受け入れている。</p> | <p>(安全指導)<br/>受益者は、自動車運送事業者、さらには交通事故防止によって利益を受ける一般国民である。負担については、自動車運送事業者から手数料等の収入を得ているところであるが、不足分については、国から運営費を交付している。<br/>(自動車アセスメント)<br/>受益者は、自動車ユーザー及び交通事故防止によって利益を受ける一般国民である。負担については、全額、国から運営費を交付している(詳細試験データ提供に関する実費見合いの収入を除く)。</p>  | <p>受益者は、交通事故により重度後遺障害者となった被害者及びその家族である。負担については、全額、国から補助金を交付している。</p> | <p>受益者は、交通遺児等である。負担については、全額、国から自動車事故対策機構への無利子貸付である。</p> |
| <p>財政支出への依存度<br/>(国費/事業費)</p>           | <p>(国費 4,082/事業費 4,082)<br/>(注) 事業費 = 収支差補てん方式<br/>事業費 = 6,147(運営コスト) - 2,064(受益者負担(医療収入等))</p>  | <p>安全指導:(国費 2,062/事業費 3,672)<br/>自動車アセスメント:(国費 524/事業費 524)<br/>自動車アセスメント詳細試験 データ提供:<br/>(国費 0/事業費 10)<br/>(注) 詳細試験データに関する実費見合いの収入10百万円を当てている)</p>   | <p>(国費 7,742/事業費 7,742)</p>  | <p>(国費 2,196/事業費 2,196)</p>                             |
| <p>これまでの指摘に対応する措置</p>                   | <p>別紙 1 に記載</p>  | <p>別紙 1 に記載</p>  | <p>別紙 1 に記載</p>  | <p>別紙 1 に記載</p>   |
| <p>諸外国における公的主体による実施状況</p>               | <p>自動車事故による遷延性意識障害者を治療・看護する専門病院については把握していない。</p>   | <p>(指導講習)<br/>・米国: 運輸安全研究所<br/>運行管理責任者に対し連邦運輸安全法規や運輸労働時間法規遵守に関する講習を実施。また、新人担当者向けに連邦運輸安全法規の講習やバスの安全運行に関する管理者向けの講習を実施。<br/>・英国: 車両・運送事業庁<br/>運行管理者等を対象として、トラック事業者、旅客運送事業者別に、安全規則、運転時間、タコグラフの解析方法等に関して講習を実施。(担当者数: 2500人、受講料: 1日コース825 £、2日コース1650 £)<br/>・韓国: 交通安全公団<br/>運送事業者に対して、ドライバーの運行記録等を活用し、交通安全マネジメントに関するコンサルテーションやトレーニングを実施。<br/>(適性診断業務)<br/>・英国: 自動車運転基準庁<br/>安全態度、危険感受性等に係る職業運転者評価を実施。(担当者数: 2,000名、受講料: 56 £)<br/>・韓国: 交通安全公団<br/>職業ドライバーの性格診断テスト、心理テスト、動作テスト等を実施。<br/>・オーストリア: 交通安全監督局及び8の民間認定機関<br/>運転適性診断機器、視力検査機器等を使用して実施(認定機関はドクター1名、サイコジスト3名が必須。標準的な診断: 1811-D、詳細な診断: 3631-D)<br/>(自動車アセスメント)<br/>・米国: 運輸省道路交通安全局及び道路安全保険協会<br/>・欧州: Euro Ncap<br/>・韓国: 建設運輸省及び韓国自動車研究所</p> | <p>把握していない。</p>  | <p>把握していない。</p>   |

|   |   |  |   |   |  |
|---|---|--|---|---|--|
|   | <p>財政支出に見合う効果<br/>(効果が得られているか、その根拠)</p>   | <p>療護施設においては、独立行政法人化から3年半の間で64人を植物状態から脱却させている。また、療護施設において実施している専門的な治療・看護体制について、日本意識障害学会などにおいて研究成果の発表を行うなどにより、高度先進医療機器を活用した治療・看護技術等の普及促進を図っており、財政支出に見合う効果が得られている。</p>   | <p>(安全指導)<br/>指導講習においては、1年間で11万人の受講を実施し、適性診断においては、41万人の受講を実施している。<br/>指導講習の事故防止効果については、受講者(=運行管理者)が受講後に自社において実施した改善の取組により、7割以上の事業者において事故発生件数が減少するなど、財政支出に見合う効果が得られている。<br/>また、適性診断の事故防止効果については、適性診断受診者群と未受診者群との事故発生率を比較したところ、適性診断受診者群の重大事故発生率は、未受診者群の重大事故発生率の約5割にとどまることが確認されており、この事故発生率の低減は財政支出に見合う効果が得られている。<br/>(自動車アセスメント)<br/>交通事故死者数・重傷者数の低減に貢献しており、財政支出に見合う効果が得られている。</p> | <p>介護料の支給により、平成18年度には4,312人(支給額28億円)の受給者(重度後遺障害者)及びその家族を経済的困窮から救済しており、また、支給対象を重度後遺障害者のニーズを反映したものとするなど、精神的支援と相俟って受給者等からも評価されているところであり、財政支出に見合う効果が得られている。</p> | <p>交通遺児等貸付金は平成18年度921人(貸付額223百万円)に無利子貸付を行うなど、交通遺児等を経済的に支援することにより、健全な育成を可能ならしめており、精神的支援と相俟って貸付利用者等からも評価が得られているところであり、財政支出に見合う効果が得られている。</p> |
| <p>事務・事業が真に不可欠かどうかの評価</p>               | <p>真に不可欠</p>  | <p>真に不可欠</p>   | <p>真に不可欠</p>  | <p>真に不可欠</p>  | <p>真に不可欠</p>   |
| <p>事務・事業の見直し案(具体的措置)</p>                | <p>療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、専門的診療・看護体制と高度先進医療機器を活用した治療・看護技術の開発・普及を図るため、研究成果の公表や部外医師・看護師等に対する研修を実施する。<br/>自己収入増加の観点から、療護施設が保有する高度先進医療機器について外部検査を積極的に受け入れる。<br/>(各類型共通)<br/>一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成23年度において、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減する。<br/>業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成23年度において、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減する。</p> | <p>(安全指導)<br/>IT化等による業務の効率化による経費節減を図りつつ、積極的なPR活動、地方運輸局等との連携強化により、受講者・受診者数の拡大を図る。(指導講習850人以上、適性診断11,300人以上の増加)<br/>また、義務講習・義務診断の受益者による実費負担を目指しつつ、自己収入比率について、平成23年度までに50%以上に引き上げる。<br/>(自動車アセスメント)<br/>ホームページの改善等により、アクセスしやすい、分かりやすい情報提供を行うとともに、実事故との相関を分析し、試験内容や評価方法の改善を図る。</p> | <p>介護料支給については、重度後遺障害者の専門的治療や看護を受けられる機会を確保するため、介護料支給対象品目の見直しを行ったが、引き続き、重度後遺障害者とその家族の方からの改善の要望等を聞きながら、必要に応じ、適宜見直しを行う。<br/>交通事故被害者や家族に対し、必要・十分な心のケアを行うことができる環境を整備するため、全国の相談窓口機能を充実するとともに、コールセンターの設置や各種の情報提供を行うなど、交通事故の被害者等に対する相談体制や情報提供の更なる充実を図る。</p>  | <p>生活資金貸付業務については、人件費、債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、それを踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図る。</p>  |  |
| <p>行政サービス実施コストに与える影響<br/>(改善に資する事項)</p> | <p>医療施設に整備している高度先進医療機器を活用し外部検査件数を増加させることによる自己収入の増加及び施設運営経費の削減:390百万円</p>  | <p>(安全指導)<br/>受講者・受診者拡大による自己収入の増加及び事業経費の削減:251百万円<br/>(自動車アセスメント)<br/>自動車アセスメントに係る経費の削減:58百万円</p>  | <p>介護料支給に係る経費の削減:11百万円<br/>新規認定者数の増加等による増加:522百万円</p>   | <p>債権回収に係る経費の削減:45百万円</p>   |  |
| <p>理由</p>                               | <p>自己収入の増加及び事業経費の削減</p>   | <p>(安全指導)<br/>自己収入の増加及び事業経費の削減<br/>(自動車アセスメント)<br/>事業経費の削減</p>   | <p>事業経費の削減及び受給対象者の増加</p>  | <p>事業経費の削減</p>  |  |

|                         |               |  |   |   |   |   |
|-------------------------|---------------|--|---|---|---|---|
| (2)<br>事務・事業の<br>民営化の検討 | 民営化の可否        |  | 否   | 否   | 否   | 否 |
|                         | 可             | 事業性の有無とその理由  |   |   |   |   |
|                         |               | 民営化を前提とした規制の可能性・内容   |   |   |   |   |
|                         |               | 民営化に向けた措置  |   |   |   |   |
|                         |               | 民営化の時期   |   |   |   |   |
| 否                       | 民営化しない理由      | 療護施設は、一般病院では対応が困難な交通事故による遅延性意識障害者を専門的に受け入れ、治療・看護を行う施設であり、高度先進医療機器を備えるとともに、同じ看護師が一人の患者の入院から退院までを継続して受け持つ「プライマリー・ナーシング」、全ての患者を看護師が効果的に視野に入れる「ワンフロア病棟システム」を採用する等、特別な環境下で治療・看護を行っている。こうした高度な治療と看護のための体制を民間主体が確保することは、採算性、事業性の点で困難であり、民営化には馴染まない。<br>なお、4療護施設の運営については、既に民間の医療法人に委託し、効率化を図っているところである。                        | (安全指導)<br>事業用自動車は、国民に欠かせない物流や人流を担い、一旦事故が発生した場合には社会的な影響が広範囲に及びるとともに、事故の被害も自家用自動車に比して甚大なものになりやすいことから、運行管理者の指導講習及び運転者の適性診断が法令により義務付けられており、これら事業は自動車交通の安全対策として必要不可欠であるが、大きな被害をもたらす事業用自動車の事故を未然に防止するためには、指導講習、適性診断ともに全国一律かつ同水準で確実に実施される必要がある。民営化された場合は、受講者数等の少ない地方部では採算がとれず、受講・受診の機会が失われ、ユニバーサルサービスの提供は困難となり、利用者サービス、事故防止効果ともに低下することから、民営化は困難である。<br>(自動車アセスメント)<br>自動車アセスメントは、ユーザーの安全性及び自動車の販売に直接影響を与えることから、実施主体には公正性及び中立性が求められる。また、収益性はなく、民営化には馴染まない | 自動車事故による重度後遺障害者やその家族に対する介護料の支給業務については、自動車事故による重度後遺障害者やその家族に対し、経済的困難から救済するため、支援を行うものであり、収益を目的とするものではない。また、本業務は、療護施設等で得られた最新の重度後遺障害者等に係る情報の提供や在宅介護に関する各種相談等の精神的支援と一体的に行っているが、これについても収益性は期待できず、こうした業務の性格上、採算性、事業性ともに欠き、民営化には馴染まない。 | 生活資金貸付業務は、自動車事故によって保護者が死亡したり重度の後遺障害が残ることとなった場合、経済的に困窮している交通遺児等に対して長期かつ無利子の貸付を行うものであり、収益性を期待できない。また、本業務は、遺児等の教育、就職等の生活上の問題に関する家庭相談等の精神的支援と一体的に行っているが、これについても収益性は期待できず、こうした業務の性格上、採算性、事業性ともに欠き、民営化には馴染まない。                          |   |
| 該当する対象事業                |               | a施設管理、b運営、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発<br>f検査検定、g徴収、hその他   | a施設管理、b運営、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発<br>f検査検定、g徴収、hその他  | a施設管理、b運営、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発<br>f検査検定、g徴収、hその他  | a施設管理、b運営、c.国家試験等、d相談、e広報・普及啓発<br>f検査検定、g徴収、hその他  |   |
| (3)<br>官民競争入札等の積極的な適用   | 官民競争入札等の実施の可否 |  | 否   | 否   | 否   | 否 |
|                         | 可             | 入札種別(官民競争/民間競争)  |   |   |   |   |
|                         |               | 入札実施予定時期   |   |   |   |   |
|                         |               | 事業開始予定時期   |   |   |   |   |
|                         |               | 契約期間   |   |   |   |   |
| 否                       | 導入しない理由       | 療護施設は、一般病院では対応が困難な交通事故による遅延性意識障害者を専門的に受け入れ、治療・看護を行う施設であり、高度先進医療機器を備えるとともに、同じ看護師が一人の患者の入院から退院までを継続して受け持つ「プライマリー・ナーシング」、全ての患者を看護師が効果的に視野に入れる「ワンフロア病棟システム」を採用する等、特別な環境下で治療・看護を行っている。こうした高度な治療と看護のための体制を継続的に維持・確保し、患者が安定的に治療・看護を受ける機会を提供することが必要であり、また、こうした培われた経験、ノウハウが治療・看護技術の発展を支えている点にも着目する必要がある。このため、本業務は官民競争入札には馴染まない。 | (安全指導)<br>指導講習及び適性診断については、適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること等の要件を満たし、国土交通大臣の認定を受ければ民間が実施することができることとなり、既に民間開放は行われている。<br>(自動車アセスメント)<br>自動車アセスメントは、ユーザーの安全性及び自動車の販売に直接影響を与えることから、実施主体には公正性及び中立性が求められる。加えて、評価項目、評価方法、試験車の選定、総合評価の実施、公表の実施方法などに関する企画、調整、評価などの、専門性と高度な判断が必要とされることから、その他の実施主体は考え難く、官民競争入札の対象とすることは困難である。   | 自動車事故による重度後遺障害者やその家族に対する介護料の支給業務は、介護料支給にあたり、療護施設等で得られた最新の重度後遺障害者等に係る情報の提供や在宅介護に関する各種相談等の精神的支援と一体的に行っているところであるが、本業務は、長期的な視点に立ち、被害者家族と信頼関係を築きつつ、継続してきめ細かな被害者家族への支援を全国的に提供していくことが求められており、官民競争入札には馴染まない。                            | 生活資金貸付業務は、自動車事故によって保護者が死亡したり重度の後遺障害が残ることとなった場合、経済的に困窮している交通遺児等に対して生活資金を無利子で貸付け、その健全な育成を支援するものであり、遺児等の教育、就職等の生活上の問題に関する家庭相談等の精神的支援と一体的に行っている。本業務は、長期的な視点に立ち、被害者家族と信頼関係を築きつつ、継続してきめ細かな被害者家族への支援を全国的に提供していくことが求められており、官民競争入札には馴染まない。 |   |

|           | 対象となる事務・事業の内容                 |          | 療護施設の設置・運営   | 安全指導・自動車アセスメント  | 療護施設の設置・運営(再掲)、介護料支給   | 生活資金貸付   |   |
|-----------|-------------------------------|----------|--|---|--|--|---|
|           | (4)<br>他の法人への<br>移管・一体的<br>実施 | 移管       | 移管の可否  | 否   | 否  | 否  | 否   |
| 可         |                               |          | 移管先  |   |  |  |   |
|           |                               |          | 内容   |   |  |  |   |
|           |                               |          | 理由   |   |  |  |   |
| 否         |                               | 移管しない理由  | 交通事故を起因とした脳損傷により重度の後遺障害を存し、植物状態となり、治療及び常時の介護を必要としている患者について、専門的に高度な治療・看護を実施する体制を確保している医療施設は他になく、本法人の療護施設は、自動車事故による遷延性意識障害者に特化した治療を行っている国内で唯一の医療機関である。このため、他の法人への移管は困難である。 | (安全指導)<br>指導講習事業のノウハウを持つ実施主体は存在しないため、他の法人への移管は困難である。<br>また、適性診断についても、全国規模で実施している法人は他になく、他の法人への移管は困難である。<br>(自動車アセスメント)<br>他の法人で自動車アセスメント事業を実施している法人はなく、他の法人への移管は困難である。      | 介護料の支給にあたっては、全国に50箇所に支所を有し、全ての地域において被害者家族が支援を受けられるよう体制が整備されており、療護施設等で得られた最新の重度後遺障害者等に係る情報の提供や在宅介護に関する各種相談等の精神的支援と一体的に行っているところである。他にこのような業務を行っている法人はなく、仮に他法人へ移管したとしても被害者へのきめ細かな支援は期待できず、他の法人への移管は困難である。 | 生活資金貸付にあたっては、全国に50箇所に支所を有し、全ての地域において被害者家族が支援を受けられるよう体制が整備されており、交通遺児等の教育、就職等の生活上の問題に関する家庭相談等の精神的支援と一体的に行っているところである。他にこのような業務を行っている法人はなく、仮に他法人へ移管したとしても被害者へのきめ細かな支援は期待できず、他の法人への移管は困難である。                            |   |
| 一体的<br>実施 |                               | 一体的実施の可否 |  | 否   | 否  | 否  | 否   |
|           |                               | 可        | 一体的に実施する法人等  |   |  |  |   |
|           |                               |          | 内容   |   |  |  |   |
|           |                               |          | 理由   |   |  |  |   |
|           |                               | 否        | 一体的実施を行わない理由   | 交通事故を起因とした脳損傷により重度の後遺障害を存し、植物状態となり、治療及び常時の介護を必要としている患者について、専門的に高度な治療・看護を実施する体制を確保している医療施設は他になく、本法人の療護施設は、自動車事故による遷延性意識障害者に特化した治療を行っている国内で唯一の医療機関である。このため、他の法人との一体的実施は困難である。 | (安全指導)<br>指導講習事業のノウハウを持つ実施主体は存在しないため、他の法人との一体的実施は困難である。<br>また、適性診断についても、全国規模で実施している法人は他になく、他の法人との一体的実施は困難である。<br>(自動車アセスメント)<br>他の法人で自動車アセスメント事業を実施している法人はなく、他の法人との一体的実施は困難である。                        | 介護料の支給にあたっては、全国に50箇所に支所を有し、全ての地域において被害者家族が支援を受けられるよう体制が整備されており、療護施設等で得られた最新の重度後遺障害者等に係る情報の提供や在宅介護に関する各種相談等の精神的支援と一体的に行っているところである。他にこのような業務を行っている法人はなく、仮に他法人との一体的実施を行うこととした場合、被害者へのきめ細かな支援は期待できず、他の法人との一体的実施は困難である。 | 生活資金貸付にあたっては、全国に50箇所に支所を有し、全ての地域において被害者家族が支援を受けられるよう体制が整備されており、交通遺児等の教育、就職等の生活上の問題に関する家庭相談等の精神的支援と一体的に行っているところである。他にこのような業務を行っている法人はなく、仮に他法人との一体的実施を行うこととした場合、被害者へのきめ細かな支援は期待できず、他の法人との一体的実施は困難である。 |

< 組織関係 >

|                       |                            |   |
|-----------------------|----------------------------|---|
| (5)<br>特定独立<br>行政法人関係 | 非公務員化の可否                   | 自動車事故対策機構は、発足当初より非特定独立行政法人である。  |
|                       | 理由                         | -   |
| (6)<br>組織面の見直し        | 見直し案<br>(廃止、民営化、体制の再編・整備等) | 第2期中期計画において、業務量が比較的少ない支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した要員配置を行うとしており、引き続き、これに則って見直しを行う。 |
|                       | 理由                         | 「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて」(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)に基づく。                                     |

2. 運営の徹底した効率化

|                           |  |   |   |  |             |
|---------------------------|--|---|---|--|-------------|
| (1)<br>可能な限りの<br>効率化の徹底   | 給与水準、人件費の情報公開の状況                                     | 総務省が定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に則り、定期的に公表。公表方法としてホームページを活用。  |   |  |             |
|                           | 役職員の給与等の対国家公務員指数<br>(在職地域・学歴構成、在職地域・学歴構成によるラスパイルズ指数) | 平成18年度対国家公務員(行政職(一)) 108.1 (在職地域:108.6、学歴構成:105.7、在職地域・学歴構成:107.1)  |   |  |             |
|                           | 人件費総額の削減状況   | 平成18年度においては、給与・報酬等支給総額の対平成17年度比で1.1%の削減。  |   |  |             |
|                           | 一般管理費、業務費等   | 現状(平成19年4月1日現在)   | ・平成18年度 一般管理費(人件費等を除く):398百万円<br>・平成18年度 業務経費(人件費等を除く):4,911百万円 |  |             |
|                           | 効率化目標の設定の<br>内容・設定時期                                 | (内容)<br>平成19年度から平成23年度までの中期目標期間中に見込まれる一般管理費(人件費等を除く)については15%、業務経費(人件費等を除く)については10%、それぞれ削減する。<br>(設定時期)<br>平成19年4月1日   |   |  |             |
|                           | 民間委託による経費節減の取組内容                                     | 平成15年から療護施設である千葉療護センターの運営を直営方式から民間委託方式に切り替え、平成14年度に比べ44百万円の人件費削減を達成した。なお、平成16年度では、同療護施設の増床に向けた増員という特殊要因を除くと平成14年度に比べ33百万円の人件費の削減を達成し、さらに平成17年度では193百万円の、平成18年度では137百万円の削減を達成している。                               |   |  |             |
|                           | 情報通信技術による業務運営の効率化の状況                                 | ・適性診断事業においては、新診断システム(NATS)を開発・導入したことにより診断時間の大幅な短縮及び受診者増加に対応している。<br>・貸付・債権管理システムの開発・同システムの全支所ネットワーク化により債権管理情報等の速やかな提供が可能となり業務が効率化、各種問い合わせに対する迅速な対応をしている。<br>・新財務・会計システムの開発・同システムの全支所ネットワーク化により会計事務を省力化、効率化している。 |   |  |             |
| (2) 独立行政法人の資金の流れ等に関する情報公開 | 情報公開の現状  | ホームページにおいて、財務諸表、入札情報及び契約情報を公表している。  |   |  |             |
|                           | 見直しの方向   | 必要に応じて掲載内容の見直しを実施していく。  |   |  |             |
|                           | 関連法人   | 名称  | 該当なし  |  | 合計          |
|                           |  | 契約額   |   |  |             |
|                           |  | うち随意契約額(%)  |   |  |             |
|                           |  | 当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)  |   |  |             |
|                           | 関連法人以外の契約締結先   | 名称  | 別紙  |  | 合計          |
|                           |  | 契約額   |   |  | 5,009,467千円 |
|                           |  | うち随意契約額(%)  |   |  | 76.4%       |
|                           |  | 当該法人への再就職者(随契約の相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)  |   |  | 0           |

|                     |  |
|---------------------|--|
| (3)<br>随意契約<br>の見直し | 別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載 |
| (4)<br>保有資産<br>の見直し | 別紙3に記載   |

3. 自主性・自律性確保

|  |  |  |          |          |
|--|--|--|----------|----------|
| (1)<br>中期目標<br>の明確化                            | 現状   | 今年度を初年度とする第2期中期目標等において、安全指導業務での自己収入比率の向上、療護施設の運営での脱却者の人数や研究成果の発表件数等について、具体的かつ定量的な指標を設定済みである。   |          |          |
|  | 今後の取組方針  | 今年度から中期目標期間が始まったところであり、業務の質の向上、業務運営の効率化などに関する中期目標を確実に実施できるよう、今後も必要に応じて見直しを行っていく。   |          |          |
| (2)<br>国民による<br>意見の活用                          | 現状   | 安全指導、介護料支給業務、生活資金貸付などの事業において顧客満足度調査を実施しており、その結果を今後の業務の充実・強化のため、また業務の改善や見直し等に役立てている。  |          |          |
|  | 今後の取組方針  | 引き続き、顧客満足度調査を実施し、必要に応じてその結果を業務改善に活用していく。   |          |          |
| (3)<br>業務運営<br>の体制整備                           | 現状(内部統制に係る組織の設置状況、職員に対する研修の実施状況)   | ・監事監査、監査法人監査、内部監査の実施<br>・法令遵守に関しては、役職員倫理規程を定めて、職務に係る倫理の保持に努めるとともに、懲戒処分にあたっては、懲戒等審査委員会を設置する仕組みとしている。<br>・職位別(新規採用者、チーフ、マネージャー)の総合的な研修のほか、適性診断業務における適性診断員としての資質向上などといった業務別の専門的な研修を定期的実施している。 |          |          |
|  | 今後の取組方針  | 上記各制度及び取組の一層の充実・強化を図ることにより、適切な業務運営体制を確保していく。   |          |          |
| (4)<br>管理会計を活<br>用<br>した運営の<br>自立化・効率<br>化・透明化 | 管理会計の活用状況とその効果   | 主要な業務毎(貸付業務、療護施設業務、一般業務)にコスト管理を行い、その結果をセグメント情報として毎年度、財務諸表の附属明細書の中で公表している。  |          |          |
|  | プロジェクトごとの収支管理の実施状況   | 1. 一般管理費、業務費の区分ごとに削減目標を設定し、経費を削減。<br>2. 指導講習及び適性診断業務について、支所別に年度目標を設定し、自己収入比率の向上に努めている。<br>3. 療護施設の高度先進医療機器について、外部検査の受託目標を設定し、自己収入の増加による委託費の削減に努めている。                                       |          |          |
|  | 今後の取組方針  | セグメント情報の公表の充実<br>一般業務のうち安全指導業務(指導講習及び適性診断業務)について、業務評価の一層の透明性を図る観点から、第2期中期計画(平成19年度)から財務諸表のセグメント情報の開示において、他の一般業務と区分して公表することを予定している。   |          |          |
| (5)<br>自己収入の<br>増大等による<br>財源措置                 | 自己収入の内容(平成18年度実績)  | 財源   | 金額       |          |
|  | 共同研究資金   | 件数   |          |          |
|  | 利用料  |  |          |          |
|  | 寄付金  | 件数   |          |          |
|  | 知的財産権  | 件数 種類  |          |          |
|  | その他  | ・運行管理者等指導講習手数料収入   |          | 506百万円   |
|  |  | ・適性診断手数料収入   |          | 1,296百万円 |
|  |  | ・療護施設に係る外部検査受託収入   |          | 181百万円   |
| 計  |  |  | 1,983百万円 |          |
| 見直し案   | ・IT化等による業務の効率化による経費削減を図りつつ、積極的なPR活動、地方運輸局等との連携強化により、受講者・受診者数の拡大を図る。(指導講習 850人以上、適性診断 11,300人以上の増加)また、義務講習・義務診断の受益者による実費負担を目指しつつ、自己収入比率について、平成23年度までに50%以上に引き上げる。<br>・療護施設が保有する高度先進医療機器の利用促進を図るため、地域医療機関との連携を図り、中期目標期間の年度毎に11,000件以上の外部検査を受託する。 |  |          |          |

|              |              |  |
|--------------|--------------|--|
| (6) 情報公開の取組状 | 最近改善した例      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容等各種情報をホームページ等により積極的に公開している。</li> <li>・ホームページについては、動画の導入、ページリンクの設置によるアクセスの容易性の確保やコンテンツの時機に適したメンテナンスなど、ユーザーが利用しやすいホームページを目指し改善を行うことにより、平成16年度の約27万件から平成18年度約100万件のアクセスに増加した。</li> <li>・平成19年5月よりメールマガジンを発行し、登録いただいた方へ機構の最新情報を配信する等の改善を図った。</li> <li>・後席シートベルト着用率向上のため、全国乗用自動車連合会、日本自動車連盟とともに着用推進ステッカーを作成し、全国のタクシーに貼付し乗客への啓発活動を実施するなど後席シートベルトキャンペーンの展開を図った。</li> <li>・ラジオ番組を利用した広報、飲酒運転シンポジウムの開催等により認知度の向上を目指した活動を行った。</li> </ul> |
|              | 今後改善を予定している点 | 平成19年9月より在宅介護Q&Aをホームページ上で公開する予定。   |
| その他          |              | 職員の能力・実績を適正に評価、その結果を勤勉手当や昇級等に反映させる仕組みとしての人事評価制度を実施している。  |

1. 事務・事業及び組織の見直し

(1) 事務・事業のゼロベースでの見直し これまでの指摘に対応する措置

|     |       |
|-----|-------|
| 府省名 | 国土交通省 |
|-----|-------|

| 法人名             | 事業類型(区分)              | 事務・事業名     | 見直し実施年度 | これまでの主な指摘  |                  | 措置状況(措置済み、対応中、未措置) |  |
|-----------------|-----------------------|------------|---------|--|------------------|--------------------|--|
|                 |                       |            |         | 内容(指摘を受けた年度)   | 指摘主体             | 番号                 | 内容(対応年度)   |
| 独立行政法人自動車事故対策機構 | 特定事業執行型(試験・教育・研修・指導型) | 安全指導       | 18年度    | IT化等による業務の効率化による経費節減を図りつつ、民間認定機関による実施と合わせ受講者数・受診者数の拡大を図ることとし、次期中期目標等において、受講者数・受診者数の拡大に向けた実効性のある取組を明記するとともに、指導講習・適性診断の種類ごとに達成すべき目標を設定する。なお、受講者・受診者の適切な費用負担の水準についても検討する。(平成18年度) | 政策評価・独立行政法人評価委員会 |                    | ・IT化等による業務の効率化による経費節減を図りつつ、積極的なPR活動、地方運輸局等との連携強化により、受講者・受診者数の拡大を図る。(指導講習850人以上、適性診断11,300人以上の増加)<br>・また、義務講習・義務診断の受益者による実費負担を目指しつつ、自己収入比率について、平成23年度までに50%以上に引き上げる。<br>(各類型共通)<br>・一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成23年度において、平成18年度比で15%程度に相当する額を削減する。<br>・業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、平成23年度において、平成18年度比で10%程度に相当する額を削減する。<br>(平成19年度～平成23年度) |
|                 | 特定事業執行型(試験・教育・研修・指導型) | 安全指導       | 18年度    | 民間参入を推進するため、新たに指導講習・適性診断の実施機関となるようとする民間団体等について、積極的に認定取得を支援する。(平成18年度)  | 政策評価・独立行政法人評価委員会 |                    |  |
|                 | 資産債務型(事業用)            | 療護施設の設置・運営 | 18年度    | 知見・成果の普及促進に向けた取組を具体的に明記するものとする。その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。また自己収入の増加の観点から、療護センターが保有する高度先進医療機器を有効活用し外部検査を積極的に受け入れるものとする。(平成18年度)               | 政策評価・独立行政法人評価委員会 |                    | ・療護施設で得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、専門的診療・看護体制と高度先進医療機器を活用した治療・看護技術の開発・普及を図るため、研究成果の公表や部外医師・看護師等に対する研修を実施する。<br>・自己収入増加の観点から、療護施設が保有する高度先進医療機器について外部検査を積極的に受け入れる。(平成19年度～平成23年度)  |
|                 | 政策金融型                 | 生活資金貸付     | 18年度    | 人件費、債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、それを踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図る。(平成18年度)  | 政策評価・独立行政法人評価委員会 |                    | 生活資金貸付業務については、人件費、債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、それを踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図る。(平成19年度～平成23年度)   |
|                 | -                     | -          | 18年度    | 業務運営の効率化の観点から、業務量が比較的小さい支所について業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した職員配置とする。(平成18年度)   | 政策評価・独立行政法人評価委員会 |                    | 指摘について、第2期中期目標で対応し、主管支所及び支所ごとの業務実態を把握した上で、業務の集約化・効率化を図ることとしている。(平成19年度～平成23年度)   |

注1. 見直し実施年度には中期目標終了時の見直しを実施した年度を記載してください。

2. これまでの主な指摘には、行政減量・効率化有識者会議、政策評価・独立行政法人評価委員会等による指摘内容を簡潔に記載してください。  
 なお、別紙1-2「勧告の方向性」における指摘事項の措置状況(平成19年8月現在)に記載の指摘事項はすべて記載してください。

# 独立行政法人の整理合理化案様式

## 3.資産債務型

(単位:千円)

|                          |   |              |           |
|--------------------------|---|--------------|-----------|
| 法人名                      | 独立行政法人 自動車事故対策機構  | 府省名          | 国土交通省     |
| 資産との関連を有する事務・事業の名称       | 療護施設の設置・運営  |              |           |
| 資産との関連を有する事務・事業の内容       | 交通事故を起因とした脳損傷により重度の後遺障害が残り、治療と常時の介護が必要となった自動車事故被害者の治療と看護のために、一般病院では対応が難しいため、重度後遺障害者専門の療護センターを設置、運営。 |              |           |
| 国からの財政支出額                | 4,082,367   | 支出予算額        | 4,082,367 |
| 対19年度当初予算増減額             | 210,317   | 対19年度当初予算増減額 | 210,317   |
| 資産の具体的内容、見直しの具体的措置内容・理由等 | 金融資産は保有していない。   |              |           |

実物資産の処分に係わる具体的措置(その )

| 府省名：国土交通省 |             | 独立行政法人名：独)自動車事故対策機構 |                   |      |    |             |            |
|-----------|-------------|---------------------|-------------------|------|----|-------------|------------|
| No.       | 施設名等        | 区分                  | 所在地               | 合同形態 | 敷地 | 敷地面積<br>(㎡) | 建面積<br>(㎡) |
|           |             |                     |                   |      |    |             |            |
| 1         | 千葉療護センター(計) | 3                   | 千葉市美浜区磯辺3-30-1    | 1    | 1  | 8,910       | 4,391      |
| 1-1       | 西棟          | 3                   | 同上                | 1    | 1  | (8,910)     | 2,792      |
| 1-2       | 東棟(増築)      | 3                   | 同上                | 1    | 1  | (8,910)     | 1,196      |
| 1-3       | MRI棟        | 3                   | 同上                | 1    | 1  | (8,910)     | 235        |
| 1-4       | 設備棟         | 3                   | 同上                | 1    | 1  | (8,910)     | 169        |
| 2         | 東北療護センター(計) | 3                   | 仙台市太白区長町南4-20-6   | 1    | 1  | 4,695       | 2,393      |
| 2-1       | 西棟          | 3                   | 同上                | 1    | 1  | (4,695)     | 1,547      |
| 2-2       | 東棟(増築)      | 3                   | 同上                | 1    | 1  | (4,695)     | 826        |
| 2-3       | その他         | 3                   | 同上                | 1    | 1  | (4,695)     | 20         |
| 3         | 岡山療護センター(計) | 3                   | 岡山市西古松2-8-35      | 1    | 1  | 15,272      | 5,042      |
| 3-1       | 本館          | 3                   | 同上                | 1    | 1  | (15,272)    | 4,298      |
| 3-2       | 設備棟         | 3                   | 同上                | 1    | 1  | (15,272)    | 383        |
| 3-3       | その他         | 3                   | 同上                | 1    | 1  | (15,272)    | 361        |
| 4         | 中部療護センター(計) | 3                   | 岐阜県美濃加茂市古井町下古井630 | 1    | 1  | 8,081       | 2,889      |
| 4-1       | 本館          | 3                   | 同上                | 1    | 1  | (8,081)     | 2,777      |
| 4-2       | その他         | 3                   | 同上                | 1    | 1  | (8,081)     | 112        |
|           |             |                     |                   |      |    |             |            |
|           |             |                     |                   |      |    |             |            |
|           |             |                     |                   |      |    |             |            |

(注)敷地面積の括弧書きは、土地を切り分けることができないため合計を記入している。





実物資産の処分に係る具体的な措置(その )

|  |             |     |          |       |         |
|--|-------------|-----|----------|-------|---------|
| 法人名  | 独)自動車事故対策機構 |     | 府省名      | 国土交通省 |         |
| No.  | 1           | 施設名 | 千葉療護センター | 用途    | 9(療護施設) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>千葉療護センターは、遷延性意識障害者を収容し、質の高い治療・看護を実施している施設であり、保有する資産に不要なものはない。</li> </ul>   |             |     |          |       |         |
| <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>常に遷延性意識障害者の治療効果を高めるため高度先進医療機器を整備し、収容患者の治療・看護にあたりつつ、地元大学等研究機関や他の医療施設との連携し、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発・向上をはかり、その技術を他の医療機関に普及させている。今後も継続して事業を効率的かつ有効に実施する場合に同施設の保有が不可欠となる。</li> <li>千葉療護センター施設は、病棟2所・MRI棟・設備棟から構成されておりどの建物も遷延性意識障害者を常時収容し治療・看護を行うため必要不可欠である。なお、同施設は病棟の増床等行っているものの最経年施設においても耐用年数に達していない。また所有土地に関しても有効に使用しており小規模遊休地等も所有していないため売却の予定はない。(観点1・2)</li> <li>同療護施設は単独で設置されており、国又は他の独立行政法人等が保有する資産はなく、それらとの一体処分はできない(観点3)</li> <li>仮に既存施設を売却した場合としても療護施設として使用しているものであるため、施設の転用は困難である。また、新たに療護施設を設置する予定はないものの、仮に同様の施設を整備するとした場合においても、既存施設の売却益での建設は困難と思われる。したがって、今後も継続して事業を実施する場合に、同施設の保有が不可欠となる。</li> </ul> |             |     |          |       |         |

実物資産の処分に係る具体的措置(その )

|  |             |     |          |     |         |
|--|-------------|-----|----------|-----|---------|
| 法人名  | 独)自動車事故対策機構 |     |          | 府省名 | 国土交通省   |
| 92   | 2           | 施設名 | 東北療護センター | 用途  | 9(療護施設) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北療護センターは、遷延性意識障害者を収容し、質の高い治療・看護を実施している施設であり、保有する資産に不要なものはない。</li> </ul>  |             |     |          |     |         |
| <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に遷延性意識障害者の治療効果を高めるため高度先進医療機器を整備し、収容患者の治療・看護にあたりつつ、地元大学等研究機関や他の医療施設との連携し、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発・向上をはかり、その技術を他の医療機関に普及させている。今後も継続して事業を効率的かつ有効に実施する場合に同施設の保有が不可欠となる。</li> <li>・東北療護センター施設は、病棟2所等から構成されておりどの建物も遷延性意識障害者を常時収容し治療・看護を行うため必要不可欠である。なお、同施設は病棟の増床等行っているものの最終年施設においても耐用年数に達していない。また所有土地に関しても有効に使用しており小規模遊休地等も所有していないため売却の予定はない。(観点1・2)</li> <li>・同療護施設は、運営委託先財団法人に隣接しているものの、それらとの一体処分は委託先法人の経営を圧迫する恐れがあるため、困難である。(観点3)</li> <li>・仮に既存施設を売却した場合でも療護施設であるため施設の転用は困難であり、新たに療護施設を設置する予定はないものの、仮に同様の施設を整備する場合、既存施設の売却益での建設は困難と思われる。よって、今後も継続して事業を実施する場合に同施設の保有が不可欠となる。</li> </ul> |             |     |          |     |         |

実物資産の処分に係る具体的措置(その )

|   |             |     |          |     |         |
|---|-------------|-----|----------|-----|---------|
| 法人名   | 独)自動車事故対策機構 |     |          | 府省名 | 国土交通省   |
| 92  | 3           | 施設名 | 岡山療護センター | 用途  | 9(療護施設) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山療護センターは、遷延性意識障害者を収容し、質の高い治療・看護を実施している施設であり、保有する資産に不要なものはない。</li> </ul>   |             |     |          |     |         |
| <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に遷延性意識障害者の治療効果を高めるため高度先進医療機器を整備し、収容患者の治療・看護にあたりつつ、地元大学等研究機関や他の医療施設との連携し、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発・向上をはかり、その技術を他の医療機関に普及させている。今後も継続して事業を効率的かつ有効に実施する場合に同施設の保有が不可欠となる。</li> <li>・岡山療護センター施設は、病棟・設備棟等から構成されておりどの建物も遷延性意識障害者を常時収容し治療・看護を行うため必要不可欠である。なお、同施設は平成6年開業でありその施設については、耐用年数に達していない。また所有土地に関しても有効に使用しており小規模遊休地等も所有していないため売却の予定はない。(観点1・2)</li> <li>・同療護施設は単独で設置されており、国又は他の独立行政法人等が保有する資産はなく、それらとの一体処分はできない(観点3)</li> <li>・仮に既存施設を売却した場合でも療護施設であるため施設の転用は困難であり、新たに療護施設を設置する予定はないものの、仮に同様の施設を整備する場合、既存施設の売却益での建設は困難と思われる。よって、今後も継続して事業を実施する場合に同施設の保有が不可欠となる。</li> </ul> |             |     |          |     |         |

実物資産の処分に係る具体的な措置(その )

|   |             |     |          |     |         |
|---|-------------|-----|----------|-----|---------|
| 法人名   | 独)自動車事故対策機構 |     |          | 府省名 | 国土交通省   |
| 92  | 4           | 施設名 | 中部療護センター | 用途  | 9(療護施設) |
| <p>事務・事業の見直しに伴う売却等処分の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中部療護センターは、遷延性意識障害者を収容し、質の高い治療・看護を実施している施設であり、保有する資産に不要なものはない。</li> </ul>   |             |     |          |     |         |
| <p>売却する場合、売却予定時期：</p> <p>自らの保有が必要不可欠な理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に遷延性意識障害者の治療効果を高めるため高度先進医療機器を整備し、収容患者の治療・看護にあたりつつ、地元大学等研究機関や他の医療施設との連携し、高度先進医療機器を活用した医療技術やプライマリーナーシングによる看護技術の開発・向上をはかり、その技術を他の医療機関に普及させている。今後も継続して事業を効率的かつ有効に実施する場合に同施設の保有が不可欠となる。</li> <li>・中部療護センター施設は、病棟・その他から構成されておりどの建物も遷延性意識障害者を常時収容し治療・看護を行うため必要不可欠である。なお、同施設は平成13年開業でありその施設については、耐用年数に達していない。また所有土地に関しても有効に使用しており小規模遊休地等も所有していないため売却の予定はない。(観点1・2)</li> <li>・同療護施設は、運営委託先財団法人に隣接しているものの、それらとの一体処分は委託先法人の経営を圧迫する恐れがあるため、困難である。(観点3)</li> <li>・仮に既存施設を売却した場合でも療護施設であるため施設の転用は困難であり、新たに療護施設を設置する予定はないものの、仮に同様の施設を整備する場合、既存施設の売却益での建設は困難と思われる。よって、今後も継続して事業を実施する場合に同施設の保有が不可欠となる。</li> </ul> |             |     |          |     |         |

金融資産の処分に係わる具体的措置(その )

再掲載

| 法人名  | 独)自動車事故対策機構 | 府省名       | 国土交通省                             |
|--|-------------|-----------|-----------------------------------|
| 金融資産の内訳(18年3月31日時点、B/S価額)  |             |           |                                   |
| A  | 合計          | 8,935 百万円 | 内 貸付金 : 406 百万円<br>内 割賦債権 : - 百万円 |
| B  | 現金及び預金      | 3,916 百万円 |                                   |
| C  | 有価証券        | 1,000 百万円 |                                   |
| D  | 受取手形        | - 百万円     | 内 貸付金 : - 百万円                     |
| E  | 売掛金         | - 百万円     | 内 割賦債権 : - 百万円                    |
| F  | 投資有価証券      | 3,613 百万円 |                                   |
| G  | 関係会社        | - 百万円     | … 関係会社株式                          |
| H  | 関係会社        | - 百万円     | … その他の関係会社有価証券                    |
| I  | 長期貸付金       | - 百万円     | … J・K以外の長期貸付金                     |
| J  | 長期貸付金       | - 百万円     | … 役員又は職員に対するもの                    |
| K  | 長期貸付金       | - 百万円     | … 関係法人に対するもの                      |
| L  | 破綻債権等       | 406 百万円   | 内 貸付金 : 406 百万円<br>内 割賦債権 : - 百万円 |
| M  | 敷金・保証金      | 373 百万円   |                                   |
| N  |             | 百万円       |                                   |
| <p>A～Nの各項目については、「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（平成17年6月29日改訂）における次の各項目に対応させるものとする。また、D・Eについて、引当金控除後ベースとする。<br/> A：B～Lの合計値 / B：「第9 流動資産」(1) / C：同(2) / D：同(3) / E：同(4) F：「第13 投資その他資産」(1) / G：同(2) / H：同(3) / I：同(4) / J：同(5) / K：同(6) / L：同(7) / M及びN：同(12)</p> |             |           |                                   |

金融資産の処分に係わる具体的措置(その )

| 法人名   | 独)自動車事故対策機構 | 府省名 | 国土交通省 |
|---|-------------|-----|-------|
| <p>受取手形(D)及び売掛金(E)を生じる事由(事業の概要等)及び民業補完の徹底という観点からの見直しの方向性</p> <p>該当なし</p>  |             |     |       |
| <p>不良化している債権(L)の早期処分の方向性</p> <p>交通遺児等への生活資金貸付については、貸付金の請求後1年以上経過したものを破綻債権等に分類しその全額について貸倒引当金を計上しているが、貸付金の返還が実行されていることから、その早期な処分は予定していない。</p> |             |     |       |
| <p>既存貸付金・割賦債権等の売却・証券化に向けた検討の方向性</p> <p>該当なし</p>   |             |     |       |
| <p>政策目標に比して過大と考えられる金融資産及び見直しの方向性</p> <p>該当なし</p>  |             |     |       |

# 独立行政法人の整理合理化案様式

## 5. 特定事業執行型

(単位:千円)

|                                  |  |  |           |       |
|----------------------------------|--|--|-----------|-------|
| 法人名                              | 独立行政法人 自動車事故対策機構   |  | 府省名       | 国土交通省 |
| <b>(試験・教育・研修・指導型)</b>            |  |  |           |       |
| 事務・事業の名称                         | 運行管理者等の指導講習業務<br>運転者の適性診断業務  |  |           |       |
| 事務・事業の内容                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車運送事業で使用する自動車の運行の安全確保を担当する運行管理者等に安全の確保に必要な管理手法を習得させること等を目的とした指導講習を実施</li> <li>・自動車運送事業に従事する運転者を中心に、自動車の運行の安全を確保するため、安全運転にとって必要な事項について、心理及び生理の両面から各種診断を行い、その結果を基に安全運転に役立つようきめ細やかな助言・指導を実施。</li> </ul> |  |           |       |
| 国からの財政支出額                        | 2,062,106  | 支出予算額  | 3,672,496 |       |
| 対19年度当初予算増減額                     | 131,859  | 対19年度当初予算増減額   | 40,693    |       |
| 官民競争入札等<br>( )                   | 検討   | 既に民間開放されている  |           |       |
|                                  | 理由   | 指導講習及び適性診断については、適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること等の要件を満たし、国土交通大臣の認定を受ければ民間が実施することができることとなっており、既に民間開放は行われている。  |           |       |
| 受益者特定<br>( )                     | 受益者特定及び対価収受の可否   | 可 指導講習を受ける者から各種講習手数料を徴収する。<br>可 適性診断を受ける者から各種適性診断手数料を徴収する。   |           |       |
|                                  | 受益者負担金<br>(算定方法、総計)  | 指導講習及び適性診断の手数料の設定については、一定の期間内において見込まれる指導講習及び適性診断に係る費用の総額を、対象となる期間の受講者数及び受診者数の推計人数を基に算出し、様々な角度から受益者負担の割合を勘案し設定している。(総計 1,610,390)   |           |       |
|                                  | 運営コスト<br>(内訳、総計)   | 運行管理者等の指導講習業務：人件費621,464 業務経費571,586 総計1,193,050・・・<br>運転者の適性診断業務：人件費1,365,336 業務経費1,114,110 総計2,479,446・・・<br>+ = 3,672,496   |           |       |
|                                  | 受益者負担金 - 運営コスト   | 1,610,390-3,672,496= 2,062,106   |           |       |
|                                  | 見直し案   | IT化等を通じた業務の効率化による経費の削減と受講者・受診者数の拡大等を図るとともに、義務講習・義務診断の受益者による実費の全額負担を目指しつつ、今中期目標期間における自己収入比率について、最後の事業年度において50%以上とする。(18年度実績は、指導講習業務38.8%、適性診断業務42.8%)   |           |       |
| 他の法人との一体的実施<br>( )               | 一体的に実施する法人等  | 該当なし   |           |       |
|                                  | 内容   |  |           |       |
|                                  | 理由   | 指導講習事業のノウハウを持つ実施主体は存在しないため、他の法人との一体的実施は困難である。また、適性診断についても、全国規模で実施している法人は他にはなく、他の法人との一体的実施は困難である。   |           |       |
| 法人内での一体的実施<br>( )                | 同様の事務事業を実施している施設   | 自動車事故対策機構各支所(50支所)   |           |       |
|                                  | 一体的実施の可否   | 否  |           |       |
|                                  | 内容   | 全国の運送事業者(運転者)に対して均一なサービスを実施するため自動車事故対策機構各支所(50支所)において、運送事業者の運行管理者及びその運転者に対して指導講習、適性診断を実施   |           |       |
|                                  | 理由   | 法令で自動車運送事業者が受講・受診することを義務付けられており、大きな被害をもたらす事業用自動車の事故を未然に防止するためには、全国に所在する受益者に対して、全国一律、かつ同一水準で確実に実施される必要がある。ただし、業務量が比較的小さい支所について、業務を近隣の支所や主管支所と一体的に行うなど業務の集約化を図りつつ、主管支所及び支所ごとの業務実態に対応した要員配置を行う。 |           |       |
| 関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施<br>( ) | 一体的に実施する法人等  | 該当なし   |           |       |
|                                  | 内容   |  |           |       |
|                                  | 理由   | 指導講習事業のノウハウを持つ実施主体は存在しないため、他の法人との一体的な実施は困難である。また、適性診断についても、全国規模で実施している法人は他にはなく、他の法人との一体的な実施は困難である。   |           |       |

| (試験・教育・研修・指導型)               |                  |  |                                   |
|------------------------------|------------------|--|-----------------------------------|
| 事務・事業の名称                     |                  | 自動車アセスメント情報提供業務  |                                   |
| 事務・事業の内容                     |                  | 国内で市販されている自動車の安全性能（衝突安全性能、ブレーキ性能、歩行者頭部保護性能）及びチャイルドシートの安全性能について比較試験等による評価を行い、その結果について広く一般に公表しより安全性の高い自動車の普及をめざす   |                                   |
| 国からの財政支出額                    |                  | 524,197  | 支出予算額                             |
| 対19年度当初予算増減額                 |                  | 6,065  | 対19年度当初予算増減額                      |
| 533,737                      |                  | 5,263  |                                   |
| 官民競争入札等（ ）                   | 検討               | 否  |                                   |
|                              | 理由               | 自動車アセスメントは、ユーザーの安全性及び自動車の販売に直接影響を与えることから、実施主体には公正性及び中立性が求められる。加えて、評価項目、評価方法、試験車の選定、総合評価の実施、公表の実施方法などに関する企画、調整、評価などの、専門性と高度な判断が必要とされることから、その他の実施主体は考え難く、官民競争入札の対象とすることは困難である。 |                                   |
| 受益者特定（ ）                     | 受益者特定及び対価収受の可否   | 受益者は国民一般であるので、受益者を特定できない。  |                                   |
|                              | 受益者負担金（算定方法、総計）  | なし   |                                   |
|                              | 運営コスト（内訳、総計）     | 人件費65,913 業務経費467,824 総計533,737<br>全額国からの運営費交付金で事業を実施している（詳細試験データ提供に関する実費見合いの収入を除く）。   |                                   |
|                              | 受益者負担金 - 運営コスト   | 9,540-533,737= 524,197   | (注) 9,540 = 詳細試験データ提供に関する実費見合いの収入 |
|                              | 見直し案             |  |                                   |
| 他の法人との一体的実施（ ）               | 一体的に実施する法人等      | 該当なし   |                                   |
|                              | 内容               |  |                                   |
|                              | 理由               | 他の法人で自動車アセスメント事業を実施している法人はなく、他の法人との一体的実施は困難である。  |                                   |
| 法人内での一体的実施（ ）                | 同様の事務事業を実施している施設 |  |                                   |
|                              | 一体的実施の可否         | 既に一体的に実施している。  |                                   |
|                              | 内容               |  |                                   |
|                              | 理由               |  |                                   |
| 関連する研究開発業務を行っている法人との一体的実施（ ） | 一体的に実施する法人等      | 該当なし   |                                   |
|                              | 内容               |  |                                   |
|                              | 理由               | 他の法人で自動車アセスメント事業を実施している法人はなく、他の法人との一体的な実施は困難である。   |                                   |

| (その他型)             |  |   |                                      |
|--------------------|--|---|--------------------------------------|
| 事業類型               | <input checked="" type="checkbox"/> 医療・福祉・検査・審査                            | <input type="checkbox"/> 製造・生産  | <input type="checkbox"/> 共済・保険・労務提供等 |
| 事務・事業の名称           | 介護料支給業務  |   |                                      |
| 事務・事業の内容           | 交通事故により常時又は随時の介護が必要となる重度の後遺障害を負った方の家族に対して、特に経済的な負担を軽減するため、障害の程度に応じて介護料を支給。 |   |                                      |
| 国からの財政支出額          | 3,659,671  | 支出予算額   | 3,659,671                            |
| 対19年度当初予算増減額       | 123,225  | 対19年度当初予算増減額  | 123,225                              |
| 官民競争入札等<br>( )     | 検討   | 否   |                                      |
|                    | 理由   | 自動車事故による重度後遺障害者やその家族に対する介護料の支給業務は、介護料支給にあたり、療護施設等で得られた最新の重度後遺障害者等に係る情報の提供や在宅介護に関する各種相談等の精神的支援と一体的に行っているところであるが、本業務は、長期的な視点に立ち、被害者家族と信頼関係を築きつつ、継続してきめ細かな被害者家族への支援を全国的に提供していくことが求められており、官民競争入札には馴染まない。      |                                      |
| 受益者特定<br>( )       | 受益者特定及び対価収受の可否   | ・受益者特定：可<br>・対価収受：否   |                                      |
|                    | 受益者負担金<br>(算定方法、総計)  | なし  |                                      |
|                    | 運営コスト<br>(内訳、総計)   | 人件費188,322 業務経費236,609 介護料支給費3,234,740 総計3,659,671<br>100%国からの運営費交付金(人件費・業務経費)、補助金(介護料支給費)で事業を実施している。   |                                      |
|                    | 受益者負担金 - 運営コスト   | 0-3,659,671= 3,659,671  |                                      |
|                    | 見直し案   |   |                                      |
| 他の法人との一体的実施<br>( ) | 一体的に実施する法人等  | 該当なし  |                                      |
|                    | 内容   |   |                                      |
|                    | 理由   | 介護料の支給にあたっては、全国に50箇所支所を有し、全ての地域において被害者家族が支援を受けることができるよう体制が整備されており、療護施設等で得られた最新の重度後遺障害者等に係る情報の提供や在宅介護に関する各種相談等の精神的支援と一体的に行っているところである。他にこのような業務を行っている法人はなく、仮に他法人へ移管したとしても被害者へのきめ細かな支援は期待できず、他の法人への移管は困難である。 |                                      |
| 法人内での一体的実施<br>( )  | 同様の事務事業を実施している施設   | 自動車事故対策機構各支所(50支所)  |                                      |
|                    | 一体的実施の可否   | 否   |                                      |
|                    | 内容   | 自動車事故対策機構各支所(50支所)において、自動車事故の被害者(重度後遺障害者)の家族に対して、介護料支給業務を実施   |                                      |
|                    | 理由   | 自動車事故による被害者に対する支援については、経済的支援のみならず、介護料支給者等のいわばセーフティネットとして安定的な支援を全国的に実施する必要があり、重度後遺障害者等に係る情報提供や家庭相談等の精神的支援を一体的に行うものであり、長期的な視点に立ち、全ての被害者を視野に入れたきめ細かなサービスを提供するためにはより身近なところでの対応が必要となることから、困難である。               |                                      |

# 独立行政法人の整理合理化案様式

## 6.政策金融型

単位:千円)

|                          |   |                         |            |
|--------------------------|---|-------------------------|------------|
| 法人名                      | 独立行政法人 自動車事故対策機構  | 府省名                     | 国土交通省      |
| 事務・事業の名称                 | 生活資金貸付業務  |                         |            |
| 国からの財政支出額                | 574,217   | 支出予算額                   | 2,196,366  |
| 対19年度当初予算増減額             | 5,497   | 対19年度当初予算増減額            | 1,110,745  |
| 平成18年度新規分                | 226,002   | 平成18年度末残高(利子補給については実績額) | 14,410,695 |
| 事務・事業の内容                 | <p>・自動車事故の被害者であって生活困窮となっている者に対し、必要な生活資金の全部又は一部の貸付を実施<br/>             交通遺児等貸付(無利子)<br/>             不履行判決等貸付(年3%)</p> <p>・自動車事故により後遺障害に係る自賠責保険金(共済金)の支払いを受けるべき被害者又は保障金の支払いを受けるべき被害者であって生活困窮となっている者に対し、保険金(共済金)又は保障金の支払いを受けるまでの間、一定の範囲で生活資金の無利子貸付を実施</p> |                         |            |
| 事務・事業に係る具体的措置(又は見直しの方向性) | <p>生活資金貸付業務については、人件費、債権回収経費等のコスト要因を分析するとともに、それを踏まえた業務運営等の見直しにより、更なるコスト削減を図る。</p>  |                         |            |
| 事務・事業について上記措置を講ずる理由      | <p>第1期中期目標期間における達成状況を踏まえ、第2期中期目標期間においても、更なる業務の効率化を図ることにより、コストの削減を図る必要があるため。</p>   |                         |            |

< 関連法人以外の契約締結先 >

| 法人名                    | 契約額<br>(千円) | うち随契割合<br>(%) | 随契・国交省所管<br>公益法人の場合(人) |
|------------------------|-------------|---------------|------------------------|
| グリーンホスピタルサプライ(株)       | 818,895     | 0             | -                      |
| 医療法人社団誠馨会              | 796,265     | 100           | -                      |
| 社会福祉法人恩賜財団済生会支部 岡山県済生会 | 580,351     | 100           | -                      |
| (財)広南会                 | 447,000     | 100           | -                      |
| (財)日本自動車研究所            | 278,512     | 100           | -                      |
| 特定医療法人 厚生会             | 233,887     | 100           | -                      |
| (株)三菱総合研究所             | 183,493     | 100           | -                      |
| ダイダン(株)                | 144,900     | 0             | -                      |
| 上智学院                   | 94,708      | 100           | -                      |
| (株)プライムステーション          | 80,197      | 61.7          | -                      |
| (株)アルカタワーズ             | 60,406      | 100           | -                      |
| NECリース(株)              | 59,584      | 100           | -                      |
| みずほ情報総研(株)             | 51,767      | 100           | -                      |
| リコーリース(株)              | 51,012      | 82.4          | -                      |
| 医療法人財団 織本病院            | 47,490      | 100           | -                      |
| 日本PMIコンサルティング(株)       | 34,797      | 100           | -                      |
| ヨシダ印刷(株)               | 30,276      | 91.4          | -                      |
| 三交不動産(株)               | 29,486      | 100           | -                      |
| (株)電通パブリックリレーションズ      | 29,475      | 100           | -                      |
| (株)大阪柳屋ビル              | 27,942      | 100           | -                      |
| 日本ユニシス(株)              | 26,765      | 72.9          | -                      |
| 日立キャピタル(株)             | 24,675      | 100           | -                      |
| (株)メディセオメディカル          | 24,045      | 0             | -                      |
| (株)第一印刷所               | 20,767      | 100           | -                      |
| 住信リース(株)               | 19,554      | 100           | -                      |
| (社)神奈川県トラック協会          | 19,544      | 100           | -                      |
| 広島菱重興産(株)              | 19,488      | 100           | -                      |
| (有)茂泉ビルディング            | 19,345      | 100           | -                      |
| (有)メディカルアイズ            | 18,900      | 0             | -                      |
| (株)荒井商店                | 16,519      | 100           | -                      |
| JGS(株)                 | 15,973      | 100           | -                      |
| (財)九州陸運協会              | 15,607      | 100           | -                      |
| (社)新潟県トラック協会           | 14,723      | 100           | -                      |
| 三菱地所(株)                | 14,666      | 100           | -                      |
| 山形新都心開発(株)             | 14,031      | 100           | -                      |
| 日本電気(株)                | 13,965      | 100           | -                      |
| 東京海上日動ファシリティーズ(株)      | 12,862      | 100           | -                      |
| (株)みらい都市総研             | 12,478      | 100           | -                      |
| (株)伊勢基本社               | 12,093      | 100           | -                      |
| 東光電気工事(株)              | 11,865      | 0             | -                      |
| 三建設備工業(株)              | 11,865      | 54            | -                      |
| 高崎地区運送事業協同組合           | 11,730      | 100           | -                      |
| 明文館器械興業(株)             | 11,498      | 0             | -                      |
| (社)岡山県トラック協会           | 11,448      | 100           | -                      |
| 明治安田ビルマネジメント(株) 中部センター | 11,403      | 100           | -                      |
| 明治安田ビルマネジメント(株)        | 11,382      | 100           | -                      |
| 東銀リース(株)               | 11,301      | 100           | -                      |
| (株)ピーアイ通信              | 11,273      | 100           | -                      |

< 関連法人以外の契約締結先 >

| 法人名             | 契約額<br>(千円) | うち随契割合<br>(%) | 随契・国交省所管<br>公益法人の場合(人) |
|-----------------|-------------|---------------|------------------------|
| 岩淵薬品(株)         | 11,235      | 0             | -                      |
| (株)京都自動車会館      | 11,061      | 100           | -                      |
| (株)福島トヨタビル      | 10,872      | 100           | -                      |
| (社)滋賀県トラック協会    | 10,665      | 100           | -                      |
| (社)山梨県トラック協会    | 10,263      | 100           | -                      |
| 朝日不動産管理(株)      | 10,062      | 100           | -                      |
| 茨城ダイハツ販売(株)     | 10,017      | 100           | -                      |
| ネットヨタ東京(株)      | 9,923       | 100           | -                      |
| 萬利実業(株)         | 9,902       | 100           | -                      |
| (社)香川県トラック協会    | 9,828       | 100           | -                      |
| (社)北海道ハイヤー協会    | 9,696       | 100           | -                      |
| (有)湯田不動産管理      | 9,341       | 100           | -                      |
| (株)日通総合研究所      | 9,251       | 100           | -                      |
| 東京日産自動車販売(株)    | 8,987       | 100           | -                      |
| (株)日本サーモエナー     | 8,925       | 0             | -                      |
| (株)エバルス         | 8,852       | 0             | -                      |
| 東京三菱自動車販売(株)    | 8,663       | 100           | -                      |
| 富士フィルムメディカル(株)  | 8,610       | 0             | -                      |
| (有)フレア企画        | 8,500       | 100           | -                      |
| (株)東急コミュニティー    | 8,393       | 100           | -                      |
| トヨタ東京カローラ(株)    | 8,244       | 100           | -                      |
| 芙蓉総合リース(株)      | 7,749       | 100           | -                      |
| (株)関東マツダ        | 7,680       | 100           | -                      |
| (有)ハムステッド       | 7,665       | 35.9          | -                      |
| 沖縄ふそう自動車(株)     | 7,546       | 100           | -                      |
| (株)スミセイビルマネジメント | 7,528       | 100           | -                      |
| (株)青森県交通会館      | 7,391       | 100           | -                      |
| 新潟通信機(株)        | 7,272       | 100           | -                      |
| (株)酒直           | 7,207       | 100           | -                      |
| 静岡県貨物運送協同組合     | 6,968       | 100           | -                      |
| (株)釧根自動車会議所     | 6,810       | 100           | -                      |
| 松江商工会議所         | 6,773       | 100           | -                      |
| (株)カーク          | 6,752       | 0             | -                      |
| 高砂熱学工業(株)       | 6,615       | 0             | -                      |
| (株)千代田組         | 6,558       | 100           | -                      |
| (株)富士通ビジネスシステム  | 6,405       | 100           | -                      |
| (株)小山ビルディング     | 6,293       | 100           | -                      |
| (社)北海道トラック協会    | 6,275       | 100           | -                      |
| フクダ電子岡山販売(株)    | 6,195       | 0             | -                      |
| 富山地方鉄道(株)       | 6,072       | 100           | -                      |
| (株)毎日映画社        | 5,985       | 100           | -                      |
| 宮崎交通(株)         | 5,947       | 100           | -                      |
| (社)愛媛県トラック協会    | 5,727       | 100           | -                      |
| 稲葉商事(有)         | 5,606       | 100           | -                      |
| あずさ監査法人         | 5,565       | 100           | -                      |
| (株)シパティンテック     | 5,303       | 0             | -                      |
| (株)ホンダプリモ共立     | 5,268       | 100           | -                      |
| 東栄電業(株)         | 5,093       | 0             | -                      |

< 関連法人以外の契約締結先 >

| 法人名               | 契約額<br>(千円) | うち随契割合<br>(%) | 随契・国交省所管<br>公益法人の場合(人) |
|-------------------|-------------|---------------|------------------------|
| (社)徳島県トラック協会      | 4,964       | 100           | -                      |
| 高取合資会社            | 4,879       | 100           | -                      |
| (株)スズキ自販南東京       | 4,851       | 100           | -                      |
| (社)高知県トラック協会      | 4,826       | 100           | -                      |
| 鹿児島県住宅供給公社        | 4,736       | 100           | -                      |
| 犬飼医療器(株)          | 4,547       | 0             | -                      |
| (株)ホンダカーズ         | 4,450       | 100           | -                      |
| (株)オフィスネット        | 4,393       | 100           | -                      |
| (株)加賀商会           | 4,305       | 0             | -                      |
| 岡山オージー販売(株)       | 4,200       | 0             | -                      |
| 秋田県ハイヤー交通共済協同組合   | 4,140       | 100           | -                      |
| 東京トヨペット(株)        | 3,593       | 0             | -                      |
| 千葉スバル自動車(株)       | 3,538       | 100           | -                      |
| 星光ビル管理(株)         | 3,228       | 100           | -                      |
| (社)鳥取県トラック協会      | 3,213       | 100           | -                      |
| (株)ホンダプリモ京葉       | 3,204       | 100           | -                      |
| アインズ(株)           | 3,114       | 0             | -                      |
| エレクタ(株)           | 2,993       | 100           | -                      |
| アロカ(株)            | 2,980       | 100           | -                      |
| (株)クラヤ三星堂         | 2,877       | 0             | -                      |
| (株)キクテック西日本事業所    | 2,778       | 0             | -                      |
| AJS(株)            | 2,730       | 100           | -                      |
| (株)トミタモーターズ       | 2,725       | 100           | -                      |
| ホシザキ中国(株)         | 2,717       | 100           | -                      |
| (株)ホンダプリモ木更津      | 2,700       | 100           | -                      |
| ラドセーフテクニカルサービス(株) | 2,678       | 100           | -                      |
| 福井県森林組合連合会        | 2,595       | 100           | -                      |
| 日本ビルサービス(株)       | 2,528       | 100           | -                      |
| (株)セントラルユニ        | 2,079       | 100           | -                      |
| 日本興亜損害保険(株)       | 1,896       | 100           | -                      |
| (株)日経リサーチ         | 1,880       | 100           | -                      |
| (株)甲山製作所          | 1,746       | 100           | -                      |
| (株)インターネットイニシアティブ | 1,365       | 100           | -                      |
| 三井不動産(株)          | 1,162       | 100           | -                      |
| (株)ムラヤマ           | 1,120       | 100           | -                      |

随意契約を締結している公益法人であって、国土交通省所管の公益法人である場合は、公益法人の役員として在職している人数を記載する。